一般社団法人長井市コミュニティ協議会
定款

一般社団法人
長井市コミュニティ協議会

一般社団法人長井市コミュニティ協議会　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　当法人は、一般社団法人長井市コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を山形県長井市に置く。

（目的）

第３条　当法人は、地域住民がしあわせに暮らせるまちを実現するため、魅力ある地域づくり活動を推進することを目的とする。

（事業）

第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）魅力ある地域づくり活動推進のための調査研究、企画運営事業

（２）地域づくりを担う人材の育成、確保に係る支援事業

（３）コミュニティセンターの指定管理委託に係る運営に関する事業

（４）長井市及び他団体等との連携事業

（５）その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

（会員）

第５条　協議会の会員（以下「会員」という。）は、協議会の目的に賛同し、その事業を理解し推進することのできる各コミュニティセンター運営協議会の会長及び各コミュニティセンター運営協議会において推薦された３人とし、これをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第６条　協議会の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

２　理事会は前項における承認の可決を決定し、これを本人に通知しなければならない。

（任意退会）
第７条　会員は、理事会に別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

（除名）
第８条　会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、会員の総数の過半数の出席のもと、会員の総数の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって除名することができる。この場合、その会員に対し総会の１週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）協議会の定款又は規則に違反したとき。
（２）協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）その他正当な事由があるとき。
２　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員の資格喪失）
第９条　会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
（１）退会したとき。
（２）死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
（３）協議会が解散したとき。
（４）除名されたとき。
（５）全ての会員の同意があったとき。

第３章　総会

（構成）
第１０条　総会は、すべての会員をもって構成する。
２　前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（権限）
第１１条　総会は、次の事項について決議する。
（１）役員の選任又は解任
（２）役員の報酬及び費用
（３）定款の変更
（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（５）会員の除名
（６）解散、残余財産の処分
（７）合併

（８）前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（種別及び開催）

第１２条　協議会の総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。

２　定時総会は、毎事業年度終了後の３か月以内に開催する。

３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会において開催の決議がなされたとき。

（２）会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

（招集）

第１３条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　理事長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、その日から６週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他の法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、２週間前までに通知を発しなければならない。

（議長）

第１４条　総会の議長は、当該総会において会員の中から選出するものとし、選出まで又は選出されない場合には、これを理事長が務めるものとする。

（議決権）

第１５条　総会における議決権は、会員１人につき１個とする。

（定足数）

第１６条　総会は、会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第１７条　総会の決議は、一般社団・財団法人法第４９条第２項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、会員の総数の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　前項前段の場合において、議長は決議に加わることはできない。

（書面議決等）
第１８条　総会に出席できない会員は、予め通知された事項について理事会の決議がある場合は書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（議事録）
第１９条　総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
２　議長は、総会に出席した理事の中から、議事録署名人２人を選任する。選任された議事録署名人は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第４章　役員

（役員の設置）
第２０条　協議会に次の役員を置く。
（１）理事　　６名以上１５名以内
（２）監事　　２名
２　理事のうち２名を代表理事、１名以内を専務理事とする。

（役員の選任）
第２１条　理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。
２　理事を選任する場合において、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えないものであること。
３　代表理事及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
４　代表理事のうちから理事長１名、副理事長１名を理事会の決議によって選任する。
５　監事は協議会の理事又は職員を兼ねることはできない。

（理事の職務及び権限）
第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、協議会の職務を執行する。
２　理事長は、協議会を代表し、その業務を執行する。
３　副理事長は、理事長を補佐し、協議会の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
４　専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、協議会の業務を分担執行する。
５　理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事はいつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、協議会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

３　前２項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

（任期）

第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　理事又は監事は、第２０条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

４　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（解任）

第２５条　理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、会員の総数の過半数の出席のもと、会員の総数の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬及び費用）

第２６条　理事及び監事に対して報酬を支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

３　前２項について必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

（役員の損害賠償責任の免除）

第２７条　協議会は、一般社団・財団法人法第１１４条第１項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。

第５章　顧問

（顧問）
第２８条　協議会には、顧問２人以内を置くことができる。
２　顧問は、一般社団・財団法人法上の役員ではなく協議会に対して何らの権限を有しないが、理事長に対し、参考意見を述べることができる。
３　顧問は、理事会において任期を定めたうえで選任する。
４　顧問は、無報酬とする。
５　前項の規定にかかわらず、顧問が職務を行ったときは、その費用を弁償することができる。

第６章　理事会

（構成）
第２９条　協議会に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第３０条　理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
（２）規程の制定、変更及び廃止
（３）理事の職務の執行の監督
（４）役員候補者の選定
（５）代表理事及び専務理事の選定並びに解職
（６）各事業年度の事業計画書及び収支予算書の承認
（７）前各号に定めるもののほか協議会の業務執行の決定

（開催）
第３１条　通常理事会は、毎年定期に年２回開催する。
２　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
（４）一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）
第３２条　理事会は、理事長が招集する。
２　前項の規定にかかわらず、前条第３号による場合は理事が、第４号後段による場合は監事が理事会を招集する。
３　理事長は、前条第２号又は第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の５日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
５　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）
第３３条　理事会の議長は、理事長が務めるものとする。

（定足数）
第３４条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）
第３５条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第３６条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）
第３７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　当該理事会に出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第７章　資産及び会計

（資産の管理）

第３８条　協議会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

（運営経費）

第３９条　協議会の運営経費は、会員に支払義務を負わせず、助成金、委託料その他を持って充当するものとする。

（剰余金の配分）

第４０条　協議会は、事業活動によって得た剰余金の配分は行わないものとする。

（事業年度）

第４１条　協議会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４２条　協議会の事業計画書、収支予算書及び資金調達の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の承認を受けた書類は、次の総会においてこれを報告するものとする。

３　第１項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第４３条　協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

（６）財産目録

２　前項各号の承認を受けた書類は、定時総会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事の名簿

（３）役員の報酬等及び費用に関する事項

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（定款の変更）

第４４条　この定款の変更は総会において、会員の総数の過半数の出席のもと、会員の総数の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって変更することができる。

（解散）

第４５条　協議会は、一般社団・財団法人法第１４８条第１号及び第２号並びに第４号から第７号までに規定する事由によるほか、総会において、会員の総数の過半数の出席のもと、会員の総数の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって解散することができる。

（残余財産の処分）

第４６条　協議会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、地方公共団体若しくは国に贈与するものとする。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第４７条　協議会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第９章　事務局

（事務局）

第４８条　協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第１０章　専門委員会

（委員会）

第４９条　協議会はコミュニティづくりを広く市民に啓発し、円滑に事業を推進するため、専門委員会を置くことができる。

２　委員会に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１１章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第５０条　協議会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第５１条　協議会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

２　個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１２章　附則

（委任）

第５２条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

（最初の事業年度）

第５３条　協議会の最初の事業年度は、協議会の成立の日から令和４年３月３１日までとする。

（設立時の役員等）

第５４条　協議会の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	鈴木　要
設立時理事	大竹　仁
設立時理事	横澤　敏
設立時理事	鈴木　義一
設立時理事	髙橋　順一
設立時理事	芳賀　泰典
設立時理事	青木　與惣右エ門
設立時理事	渡部　彦二
設立時理事	大沼　久
設立時理事	梅津　清隆
設立時理事	梅津　和士
設立時理事	目黒　聡治
設立時監事	青木　邦彦
設立時監事	須貝　周一

設立時代表理事　　青木　與惣右エ門
設立時代表理事　　大竹　仁

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）
第５５条　設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
設立時社員　１　住所　山形県長井市平山 3565 番地１
氏名　青木　與惣右エ門
２　住所　山形県長井市十日町２丁目１７番１８号
氏名　大竹　仁

（法令の準拠）
第５６条　本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人長井市コミュニティ協議会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和３年 12 月８日
設立時社員　　青木　與惣右エ門　　印
設立時社員　　大竹　仁　　印

附　則
この定款は、令和８年６月25日から施行する。